

## 序

本稿は、主に参院の「1票の較差」に関するこれまでの最高裁判決を踏まえつつ、2022年参院選をめぐる「1票の較差」訴訟の各高裁判決について、若干の検討を行うことを目的とする。特に、後に述べる最高裁が用いた立法裁量統制のための2つの審査手法を、本稿では分析の観点として据えることとしたい。

## I. 最高裁の2つの審査手法

### 1. 長期的視点と短期的視点の区別

本稿筆者の見るところ、最高裁は、近時の「1票の較差」訴訟で、合憲性判断において2つの審査手法を区別しているように見える<sup>1</sup>。

参議院の「1票の較差」訴訟では、最大判平成24年(2012年)10月17日民集66巻10号3357頁(違憲状態。以下、2012年判決)は、「参議院議員の選挙であること自体から、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見だし難い」という認識の下で、「数十年間の長期にわたり大きな較差が継続すること」と「短期的な改善の努力の限界」という対比を行った。

すなわち最高裁は同判決で、前者のような長期的な視点の下では、最高裁の審査も「参議院議員の選挙制度の構造的問題及びその仕組み自体の見直し」という選挙制制度それ自体の合理性に向けられることを示唆し、都道府県を選挙区の単位とする仕組みの見直しを求めた(最大判平成26年[2014年]11月26日民集68巻9号1363頁[違憲状態。以下、2014年判決]も同旨であろう)。その後の判決の判示を追うと、最大判平成29年(2017年)9月27日民集71巻7号1139頁(合憲。以下、2017年判決)では、選挙制度の仕組みの決定に際して都道府県を考慮することは「直ちに国会の合理的な裁量を超える」わけではないとし、さらに「一部合区」は「都道府県を各選挙区の単位とする選挙制度の仕組みを見直すことをも内容とするもの」と述べて

---

<sup>1</sup> 以下の記述は、山本真敬「投票価値較差訴訟の諸論点」法律時報91巻5号(2019)15頁および同『立法裁量と過程の統制』(尚学社、2022)93頁以下で行った検討に基づいており、これらについては逐一引用しないことにつき、ご海容を乞う。なお、齋藤暁「判批」判例時報2502号(2022)126-127頁も「短期的な視座」と「長期的な視座」を区別し、佐々木雅寿「判批」判評755号(判時2502号)(2022)7頁も、投票価値較差に関してであるが、「制度改革の最終段階で許容される最大較差(最終目標)」と「最終段階へ向かう途中の複数の制度改革の各段階で許容される最大較差(複数の中間目標)が異なる可能性」について触れ、審査の手法が選挙制度改革の状況との関係で異なり得ることを指摘している(なお、同6頁も参照)。

いた。これに対し、最大判令和 2 年(2020 年)11 月 18 日民集 74 卷 8 号 2111 頁(合憲。以下、2020 年判決)では、選挙制度の仕組みの決定に際して都道府県を考慮することが「直ちに国会の合理的な裁量を超える」わけではないと同じく指摘しつつも、「一部合区」は「選挙区選出議員に関する従来からの選挙制度の基本的な仕組み自体を変更するものではない」とも述べており、2012 年判決および 2014 年判決の求めた都道府県を選出の単位とする仕組みの見直しは未完了であると認識しているようである<sup>2</sup>。

これに対して、短期的な視点の審査は、合憲性に疑問が投げかけられた選挙制度の仕組みがひとまず残っていることを前提とした審査であり、この審査は、そのような疑念を払しょくする新たな選挙制度の仕組みが採用されるまでの過渡期の仕組みや取組に対する審査ということになる。この審査は、「短期的」には「選挙区間の較差の是正」に「一定の限度がある」という前提(2012 年判決)で合憲性を判断することになるので、選挙制度の仕組み自体の見直しに至っていない場合でも、立法者の何らかの努力が見られるときは、ひとまず違憲状態とはしないということのようである。すなわち 2017 年判決は、はじめて一部合区という「これまでにない手法を導入」したことや、改正法の附則において「次回の通常選挙に向けて選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い必ず結論を得る旨」が定められており、「これによって、今後における投票価値の較差の更なる是正に向けての方向性と立法府の決意が示され」たことをもって、違憲状態としないとした<sup>3</sup>。さらに 2020 年判決は、「較差の更なる是正を図るとともに、これを再び拡大させずに持続していくために必要となる方策等」についての「取組が大きな進展を見せているとはいえない」ものの、一部合区を維持しつつ選挙区選挙の定数 2 を埼玉県選挙区に追加配分し較差を是正したことや、参議院選挙制度の改革は「事柄の性質上慎重な考慮を要することに鑑みれば、その実現は漸進的にな

---

<sup>2</sup> 2020 年判決が、参議院選挙制度の改革の「実現は漸進的にならざるを得ない面がある」と述べていることも、都道府県を選挙区の単位とする仕組みの大きな変更を最高裁が現在も求めていると理解することができる手掛かりとなろうか。ちなみに、2017 年判決も、一部合区(4 県 2 合区)を含む 10 増 10 減が、「都道府県を各選挙区の単位とする選挙制度の仕組みを改めて、長年にわたり選挙区間における大きな投票価値の不均衡が継続してきた状態から脱せしめるとともに、更なる較差の是正を指向するもの」という評価は行っていたが、この 10 増 10 減措置により「都道府県を各選挙区の単位とする選挙制度の仕組み」が改められたと最高裁が理解したのかは明確ではなかったように思われる。それゆえ、2020 年判決のこれら判示は、むしろ 2012 年判決および 2014 年判決の原則を確認しているようにも見える。もっとも、これら判決の理解も一様ではない(榎透「参議院議員定数訴訟の到達点と課題」憲法研究 11 号[2022]99 頁参照)。

<sup>3</sup> 2017 年判決の調査官解説は、2017 年判決は、「平成 27 年改正法により較差の是正が図られたことに加えて、同法附則の定めを投票価値の不均衡の客観的状況に関わる重要な要素として一体的に評価していることからすると、最高裁大法廷は、平成 27 年改正が都道府県を各選挙区の単位とする選挙制度の見直しに踏み込み、選挙区間の最大較差を 3 倍程度にまで縮小させたことを積極的に評価しつつも、上記附則の定めを照らし、今後における選挙制度の抜本的な見直しや較差の是正に向けた立法府の取組を注視する姿勢を改めて示したもの」とする(中丸隆「判解」最判解民事篇平成 29 年度上 421 頁)。

らざるを得ない面がある」ことから、「立法府の検討過程において較差の是正を指向する姿勢が失われるに至ったと断ずることはできないとして、違憲状態としないとしている<sup>4</sup>。

このように最高裁は、2012年判決および2014年判決の指摘した選挙制度の仕組み自体の見直しは「漸進的」にのみ可能でありまだ完了していないので（長期的観点）、そのような見直しが行なされるまでの間の短期間は、そのような見直しに向けて立法者が「取組」（努力）を行っているか否かに焦点を当てた審査を行い<sup>5</sup>、そのような努力があれば違憲状態としないと考えているようである（短期的視点）<sup>6</sup>。このように、2017年判決および2020年判決を含めて、2012年判決以降の各判決は判例の展開プロセスの「1つの経過点」<sup>7</sup>といえよう。

## 2. 審査における着眼点

本稿筆者自身は、「1票の較差」領域においては、立法者の「姿勢」（立法者の努力）の如何を合憲性判断に組み込むべきではないと考えているが、この点は本稿ではひとまず措き<sup>8</sup>、最高裁の判例に沿って検討することにしよう。それでは、参院の「1票の較差」訴訟において、現在（2017年判決・2020年判決）のような短期的な視点に基づく審査（過渡期の制度に対する審査）が終わり、（2012年判決・2014年判決のような）選挙制度の仕組み自体の見直しの審査（長期的な視点の審査）が行なされるのは、いかなる時点になるのかが問題となる。この点、1人別枠方式に関する2011年判決（前掲註6）参照）は、過渡期の制度の導入後最初の総選挙から10年以上を経過していることや、国勢調査を踏まえた選挙区の改定が行なされていること、複数回の総選挙が行なされ

---

<sup>4</sup> 2020年判決の調査官解説は、2017年判決は「平成28年選挙当時の投票価値の不均衡の客観的な状況を検討して合憲状態との結論を導いたが、この際に、上記の不均衡の客観的な状況を静態的に評価するのみではなく、一定期間継続した状態からの変化、今後の方向性といった要素も考慮して、動態的にも評価し、合憲状態との判断を導いたものといえる。平成30年改正は、このような平成29年大法廷判決の判示を踏まえて行われたものであるから、本件選挙における本件定数配分規定の合憲性の判断において、上記の通り平成29年大法廷判決が合憲状態との結論を導くに当たり考慮した点についても検討を要することとなろう」とする（池原桃子「判解」最判解民事篇令和2年度下689頁）。

<sup>5</sup> 2020年判決は違憲状態か否かの判断に際して立法者の努力を評価したものと理解するものとして、佐々木・前掲註1）6頁、斎藤一久「判批」法学教室488号（2021）56頁、榎・前掲註2）95-96頁など参照。

<sup>6</sup> なお、過渡期の制度について、時限的に審査の厳格さを緩和する（あるいは審査手法自体を変える）という思考は、衆院の「1票の較差」訴訟でも見られる。最大判平成23年（2011年）3月23日民集65巻2号755頁（以下、2011年判決）は、1人別枠方式の採用が選挙制度改革に伴う激変緩和のための「方策」である以上、「1人別枠方式は、おのずからその合理性に時間的な限界があるものというべきであり、新しい選挙制度が定着し、安定した運用がされるようになった段階においては、その合理性は失われる」と述べ、制度それ自体の合理性と時限的な「方策」の合理性を区別したうえで、審査が行なされている。

<sup>7</sup> 安念潤司「判批」論究ジュリスト36号（2021）216頁。

<sup>8</sup> 山本・前掲註1）『立法裁量と過程の統制』262頁以下参照。

ていることを「時間的な限界」としている。これを踏まえると、2016年の第24回参議院通常選挙で導入された一部合区は、2022年の第26回参議院通常選挙で3回目、かつ、一部合区を含む選挙制度で選出された議員の改選も行われているとはいえ、まだ一部合区前の2013年の第23回参議院通常選挙で選出された議員も残っており、未だ短期的な視点に基づく審査の段階にとどまっているとも言い得る。

このように長期的な視点に基づく審査がいつ始まるのかは不明である。それゆえ、短期的な視点に基づく審査の段階においても、立法者の努力を見出し得ないという短期的な視点独自の限界を超える場合<sup>9</sup>はもとより、短期的な視点に基づく審査の「時間的な限界」、すなわち選挙制度の仕組み自体の見直しの「時間的な限界」が切迫している場合には、立法者の「取組」を促すために何らかのサインを最高裁が発することが必要であると思われる。較差という客観的な指標を基準にしないのであれば<sup>10</sup>、国会は、いつの時点で短期的な視点に基づく審査が終わるのかを、これまで積み上げられてきた難解で複雑な判示<sup>11</sup>から読み取ることは困難であろうからである<sup>12</sup>。

そこで、短期的な視点に基づく審査独自の限界をどのように設けるのか、そして「時間的な限界」の切迫ゆえに審査の視点が将来的に変化することのサインをどのように最高裁が示すのか、という点が問題となる。前者は、都道府県を単位とする選挙制度の仕組みの見直しがなされていないとしても、それまでの間の立法者の「取組」が充分でない場合である。そしてこの場合には、国勢調査等により最大較差の縮小が予想される場合には、立法者の「姿勢」のみで評価するという事も考えられないではない。しかし、国勢調査等で最大較差の拡大が予想されるにもかかわらず、最大較差の拡大を防ぐために法改正による較差の減少を行うといった客観的な成果が何ら存在しないケースが考えられる。この点で、2020年判決が、法改正による2増とそれによる較差の微減という具体的な成果を評価したうえで、立法者の「姿勢」に言及していることには留意する必要がある。「『いろいろな会合をして形さえ整えておけば最高裁は許してくれる。』と足元を見られる危険性」<sup>13</sup>を回避すべきとすれば、立法者の「取組」の評価は、最大較差の拡大が予想される場合には、もっぱら立

<sup>9</sup> 吉川智志「判批」新・判例解説 Watch28号(2021)50頁、原田一明「判批」令和3年度重要判例解説9頁、安念・前掲註7)223頁、佐々木・前掲註1)7頁など参照。

<sup>10</sup> 最高裁判決における較差の位置付けの不明確さにつき、毛利透「投票価値較差訴訟の現状と課題」毛利透・木下智史・小山剛・棟居快行『憲法訴訟の実践と理論』(判例時報社、2019)203頁以下参照。

<sup>11</sup> 穴戸常寿「一票の較差をめぐる『違憲審査のゲーム』」論究ジュリスト1号(2012)49頁。佐々木・前掲註1)7頁も「本判決のメッセージは不明確」と指摘する。

<sup>12</sup> 2022年の(および来る2025年の)参議院通常選挙は、一部合区を含む選挙制度により選出された議員の改選であることから、それに対する最高裁の判断が、選出された議員による選挙制度の仕組み自体の見直しの作業の「時間的な限界」を實際上示す機能を持つことになろうことも、見落としてはならないであろう。立法者への「アピール」については、山本真敬「憲法判断を含む判決の類型」山本龍彦・横大道聡編『憲法学の現在地』(日本評論社、2020)411頁以下、同「憲法判断を含む判決とその事後処理」法律時報95巻5号(2023)55頁以下を参照。

<sup>13</sup> 毛利透「判批」民商法雑誌142巻4・5号(2010)464頁。

法者の「姿勢」のみによるのではなく、少なくとも較差是正の何らかの具体的な成果を伴うことを必要とすべきであろう<sup>14</sup>。このように、具体的な成果なしに立法者の「姿勢」だけでは短期的な視点に基づく審査はパスできず、違憲状態の評価を受けると考える必要があろう<sup>15</sup>。

次に後者につき、最高裁は、2013年判決により違憲状態判決を違憲警告から実質的な違憲判決へと意味変化させてしまっており<sup>16</sup>、しばしばみられる純粋な合憲判決における「付言」では効果がないと考える場合、どのような形でサインを示すことができるのかは問題である。「選挙制度の見直しを当該選挙で選出された参議院議員の任期中に行うように求めるといった工夫」<sup>17</sup>も一つの手法であると思われるが、この点の検討は後日に委ねたい。

## II. 高裁判決の特徴

以上のような最高裁判例を前にして、2022年参院選での「1票の較差」について向き合うこととなった各高裁は、どのような判断を示したのか<sup>18</sup>。各判決を概観して特徴的なのは、2020年判決の立法者の「姿勢」をも考慮して判断を行うという枠組みを採用しつつ違憲状態でないとする判決があるだけでなく、同じくその枠組みを用いて違憲状態と判断する判決も多く存在することである。唯一違憲違法(選挙は有効)とした仙台高裁令和4年(2022年)11月1日は、最大較差3倍超という事態にやむを得ない事情があるかという点に焦点を当てて審査しているように見えるもの

---

<sup>14</sup> 「不均衡の客観的な状況を静態的に評価するのみではなく、一定期間継続した状態からの変化、今後の方向性といった要素も考慮して、動態的にも評価し、合憲状態との判断を導いた」とする調査官解説(池原・前掲註4)参照)に従うとしても、何らかの法改正という具体的な成果の無い場合には、「一定期間継続した状態からの変化」も「今後の方向性」も消極的な評価が与えられなければならないと思われる。さもなくば、「国会が少しでも努力の跡を示すことに成功すれば、裁判所は常に合憲と判断する」(榎・前掲註2)97頁)ことになりかねないからである。

<sup>15</sup> ところで、違憲状態か否かの判断において立法者の努力を評価する場合、違憲状態判決と違憲判決の区別が相対化することになることになる(参照、例えば、齊藤愛「判批」法学教室450号[2018]46-47頁)。この場合、合理的期間論において、違憲状態か否かの判断に際して考慮した立法者の努力を再度考慮することが許されるのか問題となろう。このような再度の考慮は、最大判平成25年(2013年)11月20日民集67巻8号1503頁(以下、2013年判決)の述べる「憲法の予定している司法権と立法権の関係」に基づく違憲状態か、違憲か、無効かという3段階の判断枠組み自体の意義を、場合によっては揺るがしかねないように思われる。なお本稿筆者は、違憲状態判決および合理的期間論にも懐疑的であるが(この点につき、最大判令和5年[2023年]1月25日裁判所ウェブサイトの宇賀克也反対意見も参照)、本稿ではこの点も措く。山本・前掲註1)『立法裁量と過程の統制』275頁以下および山本・前掲註12)「憲法判断を含む判決の類型」410-411頁参照。

<sup>16</sup> 毛利・前掲註10)201頁以下参照。

<sup>17</sup> 武田芳樹「判批」法学教室511号(2023)133頁。

<sup>18</sup> 以下の各判決については、裁判所ウェブサイトまたは一人一票国民会議ウェブサイト(<https://www2.ippyo.org/?p=1909#i-6>)から入手することができる。裁判所ウェブサイト掲載判例のみ、以下では明記する。

の、それでも同判決も国勢調査結果の判明(2021年11月30日)後も何らの是正がなされなかった点に触れている。

## 1. 違憲状態としなかった判決

違憲状態としなかった判決<sup>19</sup>は、一方で、2020年判決のいう立法者の「取組」が大きな進展を見せていないとしつつも、他方で、参議院に2021年に設置された参議院改革協議会における議論だけでなく、その後の参議院憲法審査会における議論をも引き合いに題して、立法者の「取組」(努力)を最大限に評価するというものが多い。

例えば、福岡高裁那覇支判2022年11月2日は、本件選挙時の最大較差(3.03倍)が2016年選挙のそれ(3.08倍)よりも低く、投票価値の不均衡の拡大が必ずしも著しいものとまではいえないこと、2016年選挙および2019年選挙につき最高裁が違憲状態とは述べていないこと、また2018年改正が2増を行ったことを勘案すると、「国会が、本件選挙の施行以前に、当面存する投票価値の不均衡につき、平成30年改正に類する措置により是正を図らなかったとしても、そのことから直ちに、本件選挙当時、違憲の問題を生ずる程度の著しい不平等状態が生じていたということはできない」とした。選挙制度の抜本的見直しも、立法府においてたやすく決することのできない問題であり、慎重な考慮を要するものであるところ、2021年5月から2022年5月までの13回、参議院改革協議会で議論が重ねられ、成案は得られなかったものの協議結果の報告書がまとめられていることから「次の協議会における議論の土台が提供されており、立法府において、選挙区間の格差を是正するための措置を講じるべく継続的な検討を行い、取組を進めていたことが認められる」ので、違憲状態ではないという。このように、較差の比較の基準の選び方を「工夫」すること(前回選挙ではなく、前々回選挙)や、「成案」はないが「報告書」はあるといった事情を総動員して総合衡量し、違憲状態としない例が目立つ。

他にも、「平成30年改正後から令和2年大法院判決の前までは、較差の是正に向けて立法府において具体的な検討及び協議が行われていたとは認め難い」ところ、2020年判決後には、2021年5月に参議院改革協議会が設置され議論が行われており、「平成30年改正前の議論等に引き続いて参議院選挙制度の抜本的な改革が視野に入れられ、平成27年改正法における方向性を維持するよう配慮されている」と述べて、会議体を設置し議論を開始したことだけで積極的な評価を与えるものや(広島高裁松江支判令和4年〔2022年〕10月26日)、参議院における取組が「なお継続して」おり、今後も「議論の継続が予定されている」(高松高判令和4年〔2022年〕10月31日)ことをもって、積極的な評価を与えるものもある。

また、判決の中には、参議院憲法審査会における議論を持ち出すものもある。特に、「参議院憲

---

<sup>19</sup> 名古屋高判令和4年(2022年)10月25日、広島高裁松江支判令和4年(2022年)10月26日、高松高判令和4年(2022年)10月31日、福岡高裁那覇支判令和4年(2022年)11月2日、広島高裁岡山支判令和4年(2022年)11月8日裁判所ウェブサイト、広島高判令和4年(2022年)11月9日裁判所ウェブサイト、東京高判令和4年(2022年)11月14日裁判所ウェブサイト。

法審査会においても選挙制度の選択が各議院をどのような代表者で構成するかという問題に関わることを踏まえて議論を進めており、参議院の在り方を直接の議論の対象としなかった平成 29 年専門委員会におけるよりも、参議院としての選挙制度の議論としてより深化ないし進展させたと評価できる」として積極的な評価を与えるもの（広島高裁岡山支判令和 4 年〔2022 年〕11 月 8 日裁判所ウェブサイト）が、特徴的である。

## 2. 違憲状態とした判決

これに対して、違憲状態とした判決<sup>20</sup>は、上記のような程度の立法者の「取組」（努力）では違憲状態とせざるを得ない、という点で共通しているように見える<sup>21</sup>。これら判決は、較差が 2020 年判決の対象となった 2019 年選挙と比べて拡大していることや、何らの法改正もなされなかったこと、そして参議院において選挙制度改革の具体的な成案を得られなかったことから、立法者の「取組」が充分でないとするものが多い。

例えば、「国会が真摯な取組を継続していたとしても、投票価値の平等の実現に向けての具体的な立法がなされなければ、これを殊更重視することはできない」（広島高判令和 4 年〔2022 年〕10 月 28 日裁判所ウェブサイト）、「立法府において本件選挙に至るまでに何らの較差是正のための立法的措置は講じられなかった」とし、「本件選挙の時点では、参議院において、今後、どのような協議の場を設け、いつまでに、どのような成果を出すのかといった具体的な議論の方向性は一切決まっていない状態であった」ことから、はじめての一部合区を行い「決意」を示した平成 27 年改正法と比べた場合はもとより、合区を維持し 2 増することで較差を縮小させた平成 30 年改正法と比べても、「令和元年選挙から本件選挙に至るまでの間の立法府における較差是正の姿勢は著しく後退したといわざるを得ない」（仙台高裁秋田支判令和 4 年〔2022 年〕11 月 15 日）、立法府の取り組み状況や姿勢は、「一定期間継続した状況からの変化として特筆すべきものがないのみならず、選挙制度の抜本的な見直しに向けた立法府の取組としては不十分」（札幌高裁令和 4 年

---

<sup>20</sup> 大阪高判令和 4 年（2022 年）10 月 14 日裁判所ウェブサイト、札幌高判令和 4 年（2022 年）10 月 27 日、東京高判令和 4 年（2022 年）10 月 28 日、広島高判令和 4 年（2022 年）10 月 28 日裁判所ウェブサイト、福岡高裁宮崎支判令和 4 年（2022 年）11 月 4 日、名古屋高裁金沢支判令和 4 年（2022 年）11 月 10 日裁判所ウェブサイト、福岡高判令和 4 年（2022 年）11 月 11 日、仙台高裁秋田支判令和 4 年（2022 年）11 月 15 日。

<sup>21</sup> その他、選挙制度の見直しに関する最高裁判例の理解についても、2020 年判決には「都道府県を選挙区の単位とする方式を改めるなど選挙制度の仕組み自体の見直しを含めて較差の是正を図ることが求められている旨が明確には記載されていないものの、判決理由全体を詳細に検討すれば、上記各大法廷判決の趣旨に沿って、引き続き上記の選挙制度の仕組み自体の見直しを含めた検討が求められている旨が示されている」（大阪高判令和 4 年〔2022 年〕10 月 14 日裁判所ウェブサイト）とか、一部合区を行った「平成 27 年改正自体が『選挙制度の抜本的見直し』であったとみることはでき」ない（東京高判令和 4 年〔2022 年〕10 月 18 日。本判決の判批として、武田・前掲註 17）がある」といった評価も見られる（前掲註 2）と対応する本文も参照）。

[2022年]10月27日)<sup>22</sup>、「令和元年選挙から本件選挙までの間、立法府は、較差の是正に向けた法改正を実現することができなかった」だけでなく、参議院改革協議会および参議院憲法審査会では成案を得るための意見集約の調整がなされた様子もなく、2020年判決の指摘する困難を十分に考慮しても、「令和元年選挙から本件選挙までの間に、立法府が、較差の是正を指向する姿勢を維持しているものと評価するに足る成果を挙げているということは困難である」（名古屋高裁金沢支判令和4年〔2022年〕11月10日裁判所ウェブサイト）などの指摘がなされている。特に、仙台高裁秋田支判令和4年（2022年）11月15日は、参議院改革協議会の議論を具体的に検討し、参議院の選挙制度改革は多数の検討項目の一部に過ぎなかったことや、議論における意見の隔たりが大きく、意見集約や具体的な選挙制度の検討まで至らなかったこと、専門委員会の設置に慎重論が多く専門委員会が設置されなかったことに触れ、さらに協議会の報告書で示された議論の場の設定と議論の深化という意見に関して「本件選挙の時点では、参議院において、今後、どのような協議の場を設け、いつまでに、どのような成果を出すのかといった具体的な議論の方向性は一切決まっていない状態であった」ことからすると、はじめての一部合区を行い「決意」を示した平成27年改正法と比べた場合はもとより、合区を維持し2増することで較差を縮小させた平成30年改正法と比べても、「令和元年選挙から本件選挙に至るまでの間の立法府における較差是正の姿勢は著しく後退したといわざるを得ない」として、参議院における取組を具体的に検討したうえでその不十分さを指摘している。

## 結

参議院の「1票の較差」訴訟の判例法理（I参照）によれば、現在は、都道府県を選挙区の単位とする従来からの仕組みを大きく見直すまでの過渡期にあたり、「1票の較差」の審査も、立法者の「取組」（努力）に焦点を当てる短期的な視点に基づく審査がなされているものと思われる。この最高裁の判例法理に依拠するとしても、較差が拡大し、さらに較差是正のための具体的な成果もない場合には、立法者の「取組」が充分でないとして違憲状態と判断することが必要となると思われる。2022年参院選における「1票の較差」訴訟に関してこれを見ると、違憲状態と判断した諸判決の指摘するように、最高裁の議論からしても、立法者の「取組」が充分でないことを根拠として違憲状態とすることができる状況に至っているのではないと思われる。

[附記]本研究はJSPS科研費21K13187の助成を受けたものです。

---

<sup>22</sup> これは、2020年判決の調査官解説（前掲註4）参照）を意識した判示であろう。